

電子契約システムによる手続方法（事業者向け）

1 対象案件の確認

- ・ 公告文（指名通知書）に電子契約の対象である旨記載します。
対象である旨の記載のない案件は、従来通り、紙での契約となります。

2 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（以下「確認書」）について

- ・ 電子契約の対象案件の場合、電子契約の希望の有無にかかわらず、確認書に必要事項を記入し、電子入札システムで応札する際に、工事費内訳書等の入札関係資料と併せて提出してください。
- ・ 電子契約の選択の有無、確認書の提出漏れ及び確認書の記載誤りが落札決定に影響することはありません。

3 入札結果の通知

- ・ 電子入札システムで入札結果の通知があり、落札者に決定しましたら、工事の場合は、従来の紙契約と同様に、契約保証、建設リサイクル協議（対象の工事に限る）の手続を進めてください。

4 契約保証等の提出（工事のみ）

- ・ 契約保証（保証書等）の写しを契約担当課が指定するアドレスに電子メールで提出し、速やかに原本を持参または郵送してください（電子保証も利用可能です）。
- ・ 建設リサイクル対象工事については、様式を作成し、持参または契約担当課が指定するアドレスに電子データを提出し、監督員の確認を受けてください。

5 電子契約システムにおける承認処理

- ・ 契約保証等を確認した上で、契約担当課が契約書案を作成し、電子契約システムにアップロードします。
- ・ 確認書に記載されたメールアドレスに契約書案の確認依頼のメールが届きます。メールが届きましたら、電子契約システムにアクセスし、契約書案を確認した上で、速やかに承認処理（電子署名付与）を行ってください。
- ・ 事業者の承認処理に続いて、県が承認処理を行い契約締結となります。なお、県が承認処理を行った日が契約締結日となりますが、工事の場合、契約保証書の原本を受領後、県の承認処理を行いますので速やかにご対応ください。

6 契約書の保管

- ・ 契約締結が完了したことをお知らせする電子メールが送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードし保管してください。

注意事項

落札決定日から、工事は7日（委託は5日、いずれも県の休日を除く。）以内に契約を締結する必要があります。5の確認依頼のメールが届きましたら、速やかにご対応ください。